

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 本多 一郎 様 本多 一郎 〒105-0001 日本国東京都港区虎ノ門一丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル6階 本多国際特許事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
出願人又は代理人 の書類記号 PCT-BS0240		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/008432	国際出願日 (日.月.年) 05.03.2018	優先日 (日.月.年) 10.03.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. F16L11/08(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社ブリヂストン			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 12.04.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 岩▲崎▼ 則昌 電話番号 03-3581-1101 内線 3337	3 L	4 4 1 5

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4	有
	請求項	1-3	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-4	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-4	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 2012-36927 A (横浜ゴム株式会社) 2012. 02. 23,
[請求項1], 段落[0013]－[0024], [図3], [図4]
(ファミリーなし)

文献2：JP 5-272678 A (横浜ゴム株式会社) 1993. 10. 19,
段落[0016]－[0019], [図2]
& US 5244016 A1, 第4欄第15行－第5欄第2行, FIGURE 2
& EP 553686 A2

文献3：JP 2007-162818 A (東洋ゴム工業株式会社) 2007. 06. 28,
[請求項4], 段落[0038]
(ファミリーなし)

文献4：US 2005/0241716 A1 (NAGY et al.) 2005. 11. 03,
段落[0050]－[0078]
& GB 2412953 A

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、複数本のスチールフィラメント(コード素線7)が撚り合わされてなるスチールコード(スチールコード6)が、スパイラル状に巻き付けられてなるスチールコード補強層(補強層3a-3c)が複数層積層されてなる構造を有する高圧ホース(ゴムホース1)において、N(N≥1)層目の前記スチールコード補強層のスチールコードの巻き付け方向と、(N+1)層目の前記スチールコード補強層のスチールコードの巻き付け方向と、が互いに異なり([図3]に記載された補強層3a-3cの巻き付け方向)、1層目の前記スチールコード補強層におけるスチールコードの巻き付け方向と、1層目の前記スチールコード補強層におけるスチールコードの最外層スチールフィラメントの撚り方向と、が異なるという条件を第1条件、1層目の前記スチールコード補強層におけるスチールコードの最外層スチールフィラメントの撚り方向と、

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

2 層目の前記スチールコード補強層におけるスチールコードの最外層スチールフィラメントの撚り方向、が同じであるという条件を第 2 条件、としたとき、第 1 条件と第 2 条件とを同時に満たさない（[図 3]に記載された補強層 3a-3c の巻き付け方向，[図 4]に記載されたコード素線 7 の撚り方向）高圧ホースが記載されている。

また、文献 1 には、補強層 3a-3c の巻き付け方向及びコード素線 7 の撚り方向が明確に記載されていないとしても、[図 3]，[図 4]に記載された構成から各方向を決定し、請求項 1 に係る発明とすることは、当業者であれば容易になし得ることである。

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より新規性及び進歩性を有しない。

文献 1 には、L ($L \geq 2$) 層目のスチールコード補強層（補強層 3b, 3c）におけるスチールコード（スチールコード 6）の巻き付け方向と、L 層目の前記スチールコード補強層におけるスチールコードの最外層スチールフィラメント（コード素線 7）の撚り方向と、が異なるという条件を第 3 条件、L 層目の前記スチールコード補強層におけるスチールコードの最外層スチールフィラメントの撚り方向と、(L+1) 層目の前記スチールコード補強層におけるスチールコードの最外層スチールフィラメントの撚り方向と、が同じであるという条件を第 4 条件、としたとき、第 3 条件と第 4 条件とを同時に満たさない高圧ホース（ゴムホース 1）が記載されている。

また、文献 1 には、補強層 3b, 3c の巻き付け方向及びコード素線 7 の撚り方向が明確に記載されていないとしても、[図 3]，[図 4]に記載された構成から各方向を決定し、請求項 2 に係る発明とすることは、当業者であれば容易になし得ることである。

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より新規性及び進歩性を有しない。

文献 1 には、1 層目のスチールコード補強層（補強層 3a）におけるスチールコード（スチールコード 6）の最外層スチールフィラメント（コード素線 7）の撚り方向と、2 層目のスチールコード補強層（補強層 3b）におけるスチールコードの最外層スチールフィラメントの撚り方向と、が同じであるという第 5 条件を満たす高圧ホース（ゴムホース 1）が記載されている。

また、文献 1 には、コード素線 7 の撚り方向が明確に記載されていないとしても、[図 4]に記載された構成を共通に採用し、第 5 条件を満たすようにすることは、当業者であれば容易になし得ることである。

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より進歩性を有しない。

文献 1 に記載された発明において、隣接するスチールコード補強層のスチールコードの間隔を決定することは、単なる設計的事項の範囲であり、「 $G1 > G2$ 」とすることは、必要に応じて採用し得る選択肢の 1 つにすぎない。

また、この出願の発明の詳細な説明を参照しても、実施例 5 のみでは、請求項 4 に係る発明の全体までその効果を把握できず、「 $G1 > G2$ 」とすることに格別の技術的意義を認められない。